

発行定日 毎週火曜日及び金曜日

余良縣公報

目次

ペ
ジ

			○附屬機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則の一部を改正する規則	規則
			○技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則	規則
		一	○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	規則
	二	一	○給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則	規則
五	二	一	○初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	規則
		一	○期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	規則
		一	○平成十五年十二月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則	規則
六	一	一	○平成十五年改正条例附則第三項の規定による職務の級における最高の号級を超える給料月額を受ける	規則

奈良県規則第二十号

附屬機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則の一部を改正する規則
附屬機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

第六条中「四千八百五十円」を「四千七百円」に、「三万八千九百円」を「三万七千九百円」に改める。

九百四」に改めん。

第九条中「三万八千九百円」を「三万七千九百円」に、「四千八百五十円」を「四千五百円」に改める。

八〇〇田」に、「一〇、一〇〇田」を「九、九〇〇田」に改める。

田額一〇、四〇〇田

別表第二中

日額 八、六〇〇円

日額	八、九〇〇円	一〇、七〇〇円
日額	八、九〇〇円	一〇、七〇〇円

に改める

この規則は、平成十五年十一月一日から施行する。

技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する
平成十五年十一月二十八日

附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則の一部を改正する規則を「」に公布する。

規則

奈良県知事 柿本善也

奈良県規則第二十一号

技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

奈良県知事 柿本善也

部を次のように改正する。
別表第一を次のように改める。

別表第一(第4条関係)
技能労務職給料表

職員の区分	号給	給料月額
		円
再任用職員	1 2	1 2 0 , 6 0 0
	3	1 2 4 , 3 0 0
	4	1 2 8 , 1 0 0
	5	1 3 4 , 4 0 0
再任用職員以外の職員	6	1 3 8 , 8 0 0
	7	1 4 3 , 3 0 0
	8	1 4 8 , 5 0 0
	9	1 5 4 , 3 0 0
	1 0	1 6 0 , 2 0 0
	1 1	1 7 0 , 7 0 0
	1 2	1 7 7 , 4 0 0
	1 3	1 8 4 , 4 0 0
	1 4	1 9 0 , 2 0 0
	1 5	1 9 5 , 5 0 0
	1 6	2 0 0 , 7 0 0
	1 7	2 1 3 , 3 0 0
	1 8	2 2 1 , 1 0 0
	9	2 2 9 , 0 0 0
	2 0	2 3 6 , 4 0 0
	2 1	2 5 2 , 5 0 0
	2 2	2 6 0 , 9 0 0
	2 3	2 6 9 , 3 0 0
	2 4	2 7 7 , 6 0 0
	2 5	2 8 5 , 7 0 0
	2 6	2 9 3 , 6 0 0

27	3 0 1 , 3 0 0
28	3 0 4 , 8 0 0
29	3 1 3 , 1 0 0
30	3 2 1 , 1 0 0
31	3 2 8 , 5 0 0
32	3 3 5 , 9 0 0
33	3 4 3 , 1 0 0
34	3 5 7 , 2 0 0
35	3 6 6 , 1 0 0
36	3 7 4 , 8 0 0
37	3 8 2 , 3 0 0
38	3 8 7 , 8 0 0
39	3 9 2 , 8 0 0
40	3 9 6 , 2 0 0
41	3 9 9 , 7 0 0
42	4 0 3 , 1 0 0
43	4 0 6 , 5 0 0
44	4 0 9 , 9 0 0
45	4 1 3 , 3 0 0
46	4 1 6 , 7 0 0
47	4 2 0 , 1 0 0
48	4 2 3 , 5 0 0
49	4 2 6 , 9 0 0
50	4 3 0 , 3 0 0
再任用職員	知事が定める額

- 2 (施行期日等)
この規則は、平成十五年十一月一日から施行し、附則第三項及び第四項の規定は、同年四月一日から適用する。
(給料の切替え)
職員の給料の切替えについては、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十五年十一月奈良県条例第十四号）附則第三項の規定の例による。
(平成十五年度における特例措置)

3 技能労務職員の給与等に関する規則（以下「規則」という。）第六条第二項の規定により例によることとされる一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第六項前段の規定の適用を受ける期末手当の支給を受ける職員（同項後段の規定により期末手当を支給されない職員を含む。）に係る平成十五年四月一日から同年十一月三十日までの間における規則附則第九項及び第十項の規定の適用については、これらの規定中「百分の一」とあるのは、「百分の一」とする。
(給与の内払)

4 前項の規定による読み替え後の規則の規定を適用する場合においては、同項の規定による読み替え前の規則の規定に基づいて支給された給は、同項の規定による読み替え後の規則の規定による給与の内払とみなす。

県営水道企業管理規程

奈良県営水道の業務に従事する企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を「」
に公布する。
平成十五年十一月二十八日

奈良県知事 柿本善也

奈良県営水道企業管理規程第一号
奈良県営水道の業務に従事する企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程
県営水道の業務に従事する企業職員の給与に関する規程（昭和四十一年四月奈良県営
水道企業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一（第3条関係）

企 業 職 給 料 表 (一)

職員の区分	職務の級 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
		給料月額										
再任用職員以外の職員	1	—	—	184,400	218,200	235,700	256,300	275,600	296,800	330,300	367,900	416,000
	2	134,400	170,700	191,400	226,200	244,600	265,200	284,800	306,800	342,300	380,000	430,200
	3	138,800	177,400	198,600	234,600	253,700	274,200	294,300	316,900	354,200	392,200	444,500
	4	143,300	184,400	205,700	243,500	262,300	283,300	304,100	327,200	366,000	404,400	458,800
	5	148,500	190,200	213,300	252,500	270,800	292,400	313,800	337,600	377,600	416,700	472,700
	6	154,300	195,500	221,100	260,900	279,400	301,600	323,700	348,000	389,000	428,700	486,700
	7	160,200	200,700	229,000	269,300	288,000	310,900	333,600	357,800	400,500	440,500	500,500
	8	166,500	205,800	236,400	277,600	296,400	320,200	343,300	367,300	412,100	451,700	514,400
	9	171,100	210,700	242,800	285,700	304,800	329,500	352,700	376,700	423,500	462,800	528,200
	10	174,600	215,100	249,200	293,600	313,100	338,700	361,900	386,000	434,300	473,400	542,000
	11	177,600	219,500	255,400	301,300	321,100	348,000	370,900	395,300	444,000	482,900	553,100
	12	180,300	223,700	260,900	308,600	328,500	357,200	379,600	404,600	453,400	491,600	560,200
	13	182,800	228,000	266,400	315,600	335,900	366,100	388,000	413,200	461,100	499,000	567,100
	14	184,800	231,200	271,400	322,400	343,100	374,800	395,000	421,100	467,500	505,900	573,100
	15	186,800	234,100	276,500	328,400	348,600	382,300	400,500	426,900	474,000	510,300	577,700
	16	188,400	237,200	281,000	334,000	353,300	387,800	405,200	432,500	478,500		
	17		240,100	285,000	337,600	357,300	392,800	409,400	436,300	482,800		
	18		243,000	288,700	340,900	360,600	396,200	412,900	440,000	486,900		
	19		244,800	291,900	344,000	363,400	399,700	416,600	443,900			
	20			294,200	346,300	366,300	403,100	420,100	447,500			
	21				296,100	348,500	368,800	406,500	423,600	451,100		
	22				298,100	350,800	371,300	409,900	427,100			
	23				300,000	353,000	373,800	413,300				
	24				302,000	355,200	376,400	416,700				
	25				303,900	357,600	379,000					
	26				305,700	359,800	381,600					
	27				307,600	362,100						
	28				309,600	364,300						
	29				311,500							
	30				313,400							
	31				315,300							
	32				317,100							
再任用職員		150,100	187,400	215,300	251,700	269,000	292,800	309,700	331,300	365,800	400,400	453,100

備考 この表は、企業職給料表(二)の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第二(第3条関係)

企業職給料表(二)

職員の分	号級	給料月額	号級	給料月額
再任用職員 以外の職員	1	—	26	293,600
	2	120,600	27	301,300
	3	124,300	28	304,800
	4	128,100	29	313,100
	5	134,400	30	321,100
	6	138,800	31	328,500
	7	143,300	32	335,900
	8	148,500	33	343,100
	9	154,300	34	357,200
	10	160,200	35	366,100
	11	170,700	36	374,800
	12	177,400	37	382,300
	13	184,400	38	387,800
	14	190,200	39	392,800
	15	195,500	40	396,200
	16	200,700	41	399,700
	17	213,300	42	403,100
	18	221,100	43	406,500
	19	229,000	44	409,900
	20	236,400	45	413,300
	21	252,500	46	416,700
	22	260,900	47	420,100
	23	269,300	48	423,500
	24	277,600	49	426,900
	25	285,700	50	430,300
再任用職員	管理者が定める額			

備考 この表は、機器の運転、操作、保守等の業務に従事する者、自動車運転の業務に従事する者、単純な労務的作業、雑作業等の業務に従事する者並びにこれらの者に類する者で技術者及び監督者以外のものに適用する。

附 則

(施行期日等)

1 いの規程は、平成十五年十一月一日から施行し、附則第四項及び第五項の規定は、同年四月一日から適用する。ただし、附則第三項の規定は、平成十六年四月一日から

施行する。

(給料の切替え及び切替えに伴う措置)

2 職員の給料の切替え及び切替えに伴う措置については、一般職の職員の給付に関する条例等の一部を改正する条例（平成十五年十一月奈良県条例第十四号。以下「改正条例」といへ。）附則第三項から第五項までの規定の例による。

(改正条例附則第十一項の管理者が定める職員)

3 改正条例附則第十一項の管理者が定める職員は、一般職の職員の給付に関する条例（昭和三十二年九月奈良県条例第三十三号）第十一条の二第一項第一号に掲げる地域に在勤する職員とする。

(平成十五年度における給付の特例措置)

4 平成十五年四月一日から同年十一月三十日までの間における県営水道の業務に従事する企業職員の給与に関する規程（以下「規程」といへ。）附則第一項の規定の適用について、同項第一号中「百分の四」とあるのは「百分の三」と、同項第二号中「百分の三」とあるのは「百分の一」と、同項第三号中「百分の一」とあるのは「百分の一」とある。

(給付の内扱)

5 前項の規定による読み替え後の規程の規定を適用する場合においては、同項の規定による読み替え前の規程の規定に基づいて支給された給付は、回項の規定による読み替え後の規程の規定による給付の内扱とみなす。

人事委員会規則

平成十五年改正条例附則第三項の規定による職務の級における最高の号給を超える給料額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則を以下に公布する。

平成十五年十一月二十八日

奈良県人事委員会委員長 豊澤安男

奈良県人事委員会規則第一号

平成十五年改正条例附則第三項の規定による職務の級における最高の号給を超える給料額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則

(職務の級における最高の号給を超える給料額の切替え等)

第一条 いの規則の施行の日（以下「施行日」といへ。）の前日において一般職の職員の給付に関する条例（昭和三十二年九月奈良県条例第十一十三号。以下「条例」といへ。）別表第一から別表第六までの給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料額（条例別表第三〇の備考〔一〕又はハの備考〔二〕の規定の適用を受ける職員については、これらの規定の適用がないものとした場合の給料額。以下この条において同じ。）を受けていた職員の施行日における給料額（以下「新給料額」といへ。）は、次の式により算定した額とする。

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給下位の号給との差額

その者の施行日の前日における給料 — 施行日の前日におけるその者の属する月額（以下「旧給料月額」という。） る職務の級における最高の号給の額

施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給下位の号給との差額

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給の額

第一條 前条の規定により新給料額を決定される職員に付する施行日以後における最初の条例第六条第七項ただし書の規定又は一般職の職員の給付に関する条例の一部を改正する条例（平成十三年十一月奈良県条例第十四号）附則第三項の規定の適用については、その者の旧給料額を受けていた期間（人事委員会の定める職員においては、人事委員会の定める期間）をその者の新給料額を受ける期間に通算する。

附 則

(施行期日)

1)の規則は、平成十五年十一月一日から施行する。

(平成十四年切替規則の廃止)

2) 平成十四年改正条例附則第一項の規定による職務の級に応じた給料額を規定する
給料額を受けた職員の給料の切替え等に関する規則(平成十四年十一月奈良県人事
委員会規則第六号)は、廃止する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一項を改訂する規則を以下に公布する。

平成十五年十一月二十八日

奈良県人事委員会規則第三号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一項を改訂する規則(昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則
第十五号)の一項を次のものに改定する。
別表第七の一を次のものに改める。

職務の級	給料表	行政職給料表	公安職給料表	教育職給料表(一)	教育職給料表(二)	教育職給料表(三)	教育職給料表(四)	研究職給料表	医療職給料表(一)	医療職給料表(二)	医療職給料表(三)	福祉職給料表
一級	一一号給	一二号給	一三号給	一四号給	一五号給	一六号給	一七号給	一八号給	一九号給	二〇号給	二一號給	二二号給
二級	一二号給	一三号給	一四号給	一五号給	一六号給	一七号給	一八号給	一九号給	二〇号給	二一號給	二二號給	二三号給
三級	一三号給	一四号給	一五号給	一六号給	一七号給	一八号給	一九号給	二〇号給	二一号給	二二號給	二三號給	二四号給
四級	一四号給	一五号給	一六号給	一七号給	一八号給	一九号給	二〇号給	二一号給	二二号給	二三號給	二四號給	二五号給
五級	一五号給	一六号給	一七号給	一八号給	一九号給	二〇号給	二一号給	二二号給	二三号給	二四號給	二五號給	二六号給
六級	一六号給	一七号給	一八号給	一九号給	二〇号給	二一号給	二二号給	二三号給	二四号給	二五號給	二六號給	二七号給
七級	一七号給	一八号給	一九号給	二〇号給	二一号給	二二号給	二三号給	二四号給	二五号給	二六號給	二七號給	二八号給
八級	一八号給	一九号給	二〇号給	二一号給	二二号給	二三号給	二四号給	二五号給	二六号給	二七號給	二八號給	二九号給
九級	一九号給	二〇号給	二一号給	二二号給	二三号給	二四号給	二五号給	二六号給	二七号給	二八號給	二九號給	二〇号給
十級	二〇号給	二一號給	二二號給	二三號給	二四號給	二五號給	二六號給	二七號給	二八號給	二九號給	二〇號給	二一號給

別表第七の一 昇格指定号給表(第二十二条関係)

附 告
(施行期日)

- 1 1Jの規定は、平成十五年十一月一日起に適用。
(施行日以後の昇格又は降格の特例)
- 2 1Jの規定の施行の日以後の昇格又は降格した職員について、並びに昇格又は降格がないものについては、該職員の都合回復日以後の給料の支給を回復の前回復日以後に改めたやうな規定の適用による改定後の初仕事昇格、昇級、昇級等の標準に適用する規定。
- 第111条又は第1111条の規定を適用する。

結果の調整額に適用する規定の一船を改定する規定は、1Jに付する。

平成十五年十一月一十八日

奈良県人事委員会規則第四号

結果の調整額に適用する規定の一船を改定する規定

結果の調整額に関する規定(昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第十一号)の1

船を次のとおり改定する。

別表第一を次のとおり改める。

別表第二 調整基本額表(第2条関係)

ア 行政職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	5,800円
2 級	7,400円
3 級	9,600円。ただし、1号給8,298円(条例別表第一の備考(二)に定める職員にあっては、8,091円)、2号給8,613円、3号給8,937円、4号給9,256円、5号給9,598円
4 級	11,100円。ただし、1号給9,819円、2号給10,179円、3号給10,557円、4号給10,957円
5 級	11,500円。ただし、1号給10,606円、2号給11,07円、3号給11,416円
6 級	12,300円。ただし、1号給11,533円、2号給11,934円
7 級	12,800円。ただし、1号給12,402円
8 級	13,400円。ただし、1号給13,356円
9 級	14,600円
10 級	15,400円
11 級	17,500円

平成15年11月28日 金曜日

イ 公安職給料表

職務の級	調 整 基 本 領
1 級	9, 200円。ただし、2号給7, 051円、3号給7, 348円 、4号給7, 668円、5号給7, 983円、6号給8, 365円、 7号給8, 802円、8号給9, 135円
2 級	10, 200円。ただし、2号給7, 744円、3号給8, 068円、 4号給8, 478円、5号給8, 923円、6号給9, 256円 、7号給9, 589円、8号給9, 909円
3 級	11, 200円。ただし、2号給8, 932円、3号給9, 297円 (条例別表第二の備考(二)に定める職員にあつては、9, 067円) 、4号給9, 661円、5号給9, 990円、6号給10, 323円、 7号給10, 651円、8号給10, 984円
4 級	12, 000円。ただし、1号給10, 395円、2号給10, 750円、 3号給11, 142円、4号給11, 547円、5号給11, 956円
5 級	12, 700円。ただし、1号給12, 015円、2号給12, 420円
6 級	13, 500円。ただし、1号給12, 888円、2号給13, 311円
7 級	13, 900円。ただし、1号給13, 774円
8 級	14, 500円
9 級	15, 000円
10 級	15, 800円

ウ 教育職給料表 (一)

職務の級	調 整 基 本 領
1 級	10, 600円。ただし、2号給6, 633円、3号給6, 912円、4号給7, 236円、5号給7, 591円、6号給7, 996円 、7号給8, 446円、8号給8, 743円、9号給9, 045円、 10号給9, 346円、11号給9, 666円、12号給9, 994円、13号給10, 363円
2 級	13, 200円。ただし、2号給8, 599円、3号給8, 910円、4号給9, 225円、5号給9, 558円、6号給9, 913円 、7号給10, 408円、8号給10, 926円、9号給11, 448円、10号給12, 001円、11号給12, 573円、12号給13, 162円
3 級	14, 400円 (条例別表第三の備考(二)に定める職員にあつては、14, 700円)。ただし、1号給13, 999円 (同表の備考(二)に定める職員にあつては、14, 368円)
4 級	16, 000円

エ 教育職給料表(三)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	9, 500円。ただし、2号給6, 633円、3号給6, 912円、4号給7, 236円、5号給7, 591円、6号給7, 996円、7号給8, 446円、8号給8, 743円、9号給9, 040円、10号給9, 337円
2 級	13, 100円。ただし、2号給7, 330円、3号給7, 704円、4号給8, 109円、5号給8, 599円、6号給8, 910円、7号給9, 225円、8号給9, 558円、9号給9, 913円、10号給10, 408円、11号給10, 926円、12号給11, 448円、13号給12, 001円、14号給12, 573円
3 級	13, 900円(条例別表第三八の備考(二)に定める職員については、14, 200円)。ただし、1号給12, 150円(同表への備考(二)に定める職員については、12, 510円)、2号給12, 762円(同表への備考(二)に定める職員については、13, 122円)、3号給13, 383円(同表への備考(二)に定める職員については、13, 743円)
4 級	15, 500円

オ 医療職給料表(二)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	6, 900円。ただし、2号給6, 255円、3号給6, 502円、4号給6, 808円
2 級	9, 100円。ただし、2号給7, 947円、3号給8, 235円、4号給8, 523円、5号給8, 824円
3 級	10, 900円。ただし、1号給9, 243円、2号給9, 562円、3号給9, 886円、4号給10, 233円、5号給10, 597円
4 級	11, 600円。ただし、1号給10, 287円、2号給10, 656円、3号給11, 034円、4号給11, 416円
5 級	12, 700円。ただし、1号給11, 934円、2号給12, 357円
6 級	13, 600円
7 級	14, 800円

平成15年11月28日 金曜日

報 公 顯 取 査

力 医療職給料表(三)

職務の級	調 整 基 本 領
1 級	9, 100円。ただし、2号給6, 840円、3号給7, 092円 、4号給7, 353円、5号給7, 632円、6号給8, 001円、 7号給8, 379円、8号給8, 770円、9号給9, 000円
2 級	11, 300円。ただし、2号給8, 050円、3号給8, 428円 、4号給8, 847円、5号給9, 103円、6号給9, 369円 、7号給9, 634円、8号給9, 931円、9号給10, 242円 、10号給10, 588円、11号給10, 912円、12号給11 、236円
3 級	11, 600円。ただし、1号給9, 940円、2号給10, 251円、3号給10, 602円、4号給10, 926円、5号給11, 250円、6号給11, 578円
4 級	12, 000円。ただし、1号給10, 944円、2号給11, 268円、3号給11, 596円、4号給11, 934円
5 級	12, 500円。ただし、1号給12, 348円
6 級	14, 000円。ただし、1号給13, 986円
7 級	15, 200円

キ 福祉職給料表

職務の級	調 整 基 本 領
1 級	8, 900円。ただし、1号給6, 624円、2号給6, 835円 、3号給7, 083円、4号給7, 339円、5号給7, 614円、 6号給7, 915円、7号給8, 221円、8号給8, 545円、9 号給8, 815円
2 級	11, 100円。ただし、1号給8, 550円、2号給8, 874円 、3号給9, 198円、4号給9, 526円、5号給9, 873円 、6号給10, 233円、7号給10, 611円、8号給11, 00 2円
3 級	11, 500円。ただし、1号給10, 660円、2号給11, 056円、3号給11, 461円
4 級	12, 800円。ただし、1号給11, 596円、2号給11, 97円、3号給12, 402円
5 級	13, 400円。ただし、1号給13, 356円

附
則

この規則は、平成十五年十一月一日から施行する。

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

奈良県人事委員会規則第五号

奈良県人事委員会委員長 豊澤安男

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

別表第一を次のように改める。
一部を次のように改正する。

別表第一（第6条關係）

期間の区分	1 項 職員				
	1 種	2 種	3 種	4 種	2項職員
1 年 未 満	307,900	269,300	216,700	159,600	50,200
1年以上2年未満	307,900	269,300	216,700	159,600	50,200
2年以上3年未満	307,900	269,300	216,700	159,600	50,200
3年以上4年未満	307,900	269,300	216,700	159,600	50,200
4年以上5年未満	307,900	269,300	216,700	159,600	50,200
5年以上6年未満	307,900	269,300	216,700	159,600	50,200
6年以上7年未満	307,900	269,300	216,700	159,600	48,400
7年以上8年未満	307,900	269,300	216,700	159,600	46,600
8年以上9年未満	307,900	269,300	216,700	159,600	44,800
9年以上10年未満	307,900	269,300	216,700	159,600	43,000
10年以上11年未満	307,900	269,300	216,700	159,600	41,200
11年以上12年未満	307,900	269,300	216,700	159,600	39,400
12年以上13年未満	307,900	269,300	216,700	159,600	37,600
13年以上14年未満	307,900	269,300	216,700	159,600	35,800
14年以上15年未満	307,900	269,300	216,700	159,600	34,400
15年以上16年未満	307,900	269,300	216,700	159,600	33,000
16年以上17年未満	303,500	265,300	213,400	157,000	31,600
17年以上18年未満	299,100	261,300	210,100	154,400	30,200
18年以上19年未満	294,700	257,300	206,800	151,800	28,800
19年以上20年未満	290,300	253,300	203,500	149,200	27,400
20年以上21年未満	285,900	249,300	200,200	146,600	26,000
21年以上22年未満	273,900	239,300	192,900	141,000	25,400
22年以上23年未満	261,700	229,200	185,300	135,600	24,800
23年以上24年未満	249,800	219,400	178,300	130,000	23,900
24年以上25年未満	237,800	209,400	170,800	124,700	23,200
25年以上26年未満	225,700	199,400	163,600	119,200	22,600
26年以上27年未満	210,600	185,700	152,400	111,400	22,000
27年以上28年未満	195,700	172,200	141,800	103,500	21,400
28年以上29年未満	180,700	158,700	130,900	95,600	20,700
29年以上30年未満	165,500	145,000	119,800	87,800	20,400
30年以上31年未満	148,100	130,000	108,200	79,200	19,300
31年以上32年未満	130,600	115,000	96,400	70,800	18,500
32年以上33年未満	113,400	100,200	84,900	62,100	17,600
33年以上34年未満	82,900	75,400	65,400	49,400	
34年以上35年未満	55,000	52,500	47,500	37,500	16,900

備考

2 この表において、「1員職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2員職員」とは同条第2項の職を占める職員をいう。
3 この表において、「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の職を占める職員を、「4種」とは同項第4号の職を占める職員をいう。

平成15年11月28日 金曜日

奈良県公報

この規則は、平成十五年十一月一日から施行する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年十一月二十八日

奈良県人事委員会委員長 豊澤安男

奈良県人事委員会規則第六号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第二十一条）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中イを削り、ウをイとし、イの次にウとして次のように加える。

ウ 日本郵政公社の職員

第七条第一項第二号中イを削り、ウをイとし、イの次にウとして次のように加える。

ウ 日本郵政公社の職員

第十二条第二項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 法第三十八条の規定による許可を得て勤務しなかつたことにより給与を減額された期間

第十二条规定中「第七号」を「第八号」に改める。

附 則

この規則は、平成十五年十一月一日から施行する。

平成十五年十一月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則をここに公布する。

平成十五年十一月二十八日

奈良県人事委員会委員長 豊澤安男

奈良県人事委員会規則第七号

平成十五年十一月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則
(改正条例附則第六項第二号に掲げる額を調整額に含めない職員)

第一条 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十五年十一月

奈良県条例第十四号。以下「改正条例」という。）附則第六項の人事委員会規則で定める職員は、平成十五年六月に期末手当及び勤勉手当を支給された職員のうち、同月一日から同年十二月一日（同月に支給する期末手当について改正条例第一条の規定による改正後の給与条例第十九条第一項後段又は第二十六条第六項の規定の適用を受けた職員については、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。）までの期間引き続き在職した職員（同年六月一日（同日前一箇月以内に退職した職員であつて、同月に支給された期末手当及び勤勉手当について改正条例第一条の規定による改正前の給与条例第十九条第一項後段、第二十条第一項後段又は第二十六条第六項の規定の適用を受けたものにあつては、当該退職した日）から基準日までの期間において、職員から人事交流等により引き続いて次の各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて職員となつた者であつて、当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により当該各号に掲げる者として勤務した期間であるものを含む。）以外の職員とする。

一 国又は他の地方公共団体の職員
二 特定独立行政法人の職員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三十一号）第二一条第二項に規定する独立行政法人の職員をいう。）
三 日本郵政公社の職員
四 公庫、公團等の職員（国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第二百八十一号）第七条の二に規定する公庫等職員をいう。）
五 退職派遣職員（公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年十一月奈良県条例第二十号）第十一条第一号に規定する退職派遣者をいう。）
六 特別職に属する職員
(在職しなかつた期間等がある職員の改正条例附則第六項第一号の月数の算定)

第一条 改正条例附則第六項第一号の人事委員会規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

一 職員として在職しなかつた期間（基準日まで引き続いて在職した期間以外の在職した期間であつて、平成十五年四月一日から基準日までの期間において、職員が人事交流等により引き続いて前条各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて職員となり、基準日まで引き続き在職した場合における当該各号に掲げる者となる前の職員として引き続き在職した期間以外のもの

を含み、平成十五年四月一日から基準日までの期間において、前条第六号に掲げる者と
者から引き続いて職員となつた場合における当該期間内において同号に掲げる者と
して在職した期間を除く。)

二 休職期間（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）

第一二八条第二項の規定により休職にされたいた期間（給料の全額を支給された
期間を除く。）をいう。）、専従休職期間（法第五十五条の二第一項ただし書に規
定する許可を受けていた期間をいう。）、大学院修学休業期間（教育公務員条例法
(昭和二十四年法律第一号)第二十条の五第一項に規定する大学院修学休業をして
いた期間をいう。）、非常勤職員期間（一般職の職員の給与に関する条例（昭和三
十二年九月奈良県条例第三十三号。以下「条例」という。）第二十五条の規定の適
用を受ける職員として在職した期間をいう。）、派遣期間（外国の地方公共団体の
機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例（昭和六十三年三月奈良県条例第二
十八号）第二条第一項の規定により派遣されていた期間（給料の全額を支給された
期間を除く。）をいう。）又は育児休業期間（地方公務員の育児休業等に関する法
律（平成三年法律第二百十号）第二条の規定により育児休業をしていた期間をいっ。

)

三 停職期間（法第二十九条の規定により停職にされていた期間をいう。）

四 職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月奈良県条例第二十九号）第十一条若

しくは職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三月奈良県条例第二十九号
）第十五条第三項の規定により給与を減額された期間又は法第三十八条第一項の規
定による許可を得て勤務しなかつたことにより給与を減額された期間

五 条例第二十二条第一項の規定により給与を減額された期間

2 改正条例附則第六項第一号アの人事委員会規則で定める日は、平成十五年四月二日
から基準日までの期間における新たに職員となつた日（当該期間において、職員が人
事交流等により引き続いて第一条各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる
者として勤務した後、引き続いて職員となつた場合における当該日を除く。）のうち
最も遅い日とする。

（端数計算）

第四条 附則第六項第一号基礎額又は改正条例附則第六項第一号に掲げる額に一円未満
の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（雑則）

第五条 この規則に定めるもののほか、平成十五年十一月に支給する期末手当に関する
特例措置の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成十五年十一月一日から施行する。
(平成十五年三月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則の廃止)

2 平成十五年三月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則（平成十四年十
二月奈良県人事委員会規則第十一号）は、廃止する。

1 前項第一号、第二号又は第四号に掲げる期間のある月

2 前項第三号又は第五号に掲げる期間のある月（前号に該当する月を除く。）であ
つて、その月について支給された給料の額が改正条例附則第六項第一号アに掲げる
額から同号イに掲げる額を減じて得た額（以下「附則第六項第一号基礎額」という
）に満たないもの

（新たに職員となつた者の改正条例附則第六項第一号の給料等の月額の算定の基準と

なる日の特例）

第二条 改正条例附則第六項第一号アの人事委員会規則で定めるものは、平成十五年四
月一日から基準日までの期間において、職員から人事交流等により引き続いて第一条
各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて
職員となつた者であつて、当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流
等により当該各号に掲げる者として勤務した期間であるものとする。

【定価】 一ヶ月 千五百円
一部売り 一枚につき二十円(共に送料、消費税別)

発 行

奈 良 県

奈良市登大路町二〇
電話 ○七四二一三一一〇一〇一〇(代)

印 刷

株式会社 春 日

奈良市三条栄町九一八
電話 ○七四二一三五一七三三二〇(代)

本誌は再生紙を使用しています。